

広島県選挙管理委員会告示第七十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があった。

令和四年七月四日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

指 定 施 設			変 更 事 項	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
病院	広島市立 安佐市民病院	広島市安佐北区可部南二丁目1番1号	名称	地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立北部医療センター安佐市民病院
			所在地	広島市安佐北区亀山南一丁目2番1号